

生活 パイロット

コンサートチケットなどを売りたい人、買いたい人を引き合わせる「チケット売買サイト」についての相談が、多く寄せられています。

【事例1】チケット売買サイトでアイドルのコンサートチケットを購入し、サイト側に7万円を支払った。しかし、コンサートは3日後なのにチ

ケットが届かない。売主に「チケットを送ってほしい」とメールで伝えましたが返事はなく、サイト運営者に連絡したら「当事者間で解決するように」と言われた。

【事例2】コンサートに行けなくなったので、チケット売買サイトに出品した。すぐに買い手が見つかり、サイト側から「購入者からの入金を確認した。チケットを送付するように」と言われた。数日前に簡易書留で送ったが、まだ受け取っていないようだ。2日後にコンサートがある。返金を求められたりしないだろうかとあるようです。

個人間の売買



やりとりに十分な注意を

うか。

【アドバイス】このようなやりとりは個人間売買なので、トラブルになっても消費生活センターは介入できませんし、サイト運営者も介入しません。見知らぬ相手とのやりとりは十分な注意が必要です。最近ではチケット

の転売行為を禁止するため、コンサート会場の入り口で本人確認をすることもあるようです。

消費生活で困ったことがあれば、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン☎1888は、最寄りの相談窓口をご案内します。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス ☎097・534・0999)